

JR 東日本エネルギー開発株式会社、盤栄運送株式会社「(仮称)大滝山風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年1月29日付けで JR 東日本エネルギー開発株式会社、盤栄運送株式会社より届出された「(仮称)大滝山風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成 30 年 4 月 23 日
- (2) 福島県知事意見 * 平成 30 年 6 月 21 日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第8回)
* 平成 30 年 7 月 4 日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

| 顧問の指摘 | 事業者の対応方針 |
|--|---|
| ・生態系の調査について、調査点の代表性を確保するため、植生の現況を確認したうえで方法書の調査地点の配置が適切か確認すること。かつ、データの定量性を担保するため、植生毎に配置する調査地点は、3 点以上設置する事を検討すること。 | ・生態系の調査地点は、今後実施する植生調査結果を踏まえ、調査地点及び調査地点数を検討のうえ設定する。 |
| ・水質の調査地点は、沢筋の上流部等の重要な種の生息環境を考慮して設定すること。 | ・方法書に記載した調査地点は、現地踏査によりアクセス可能な最上流地点として設定している。 |
| ・水質調査について、山葵沢川を追加の方がよいと考える。また、現地調査で沢の位置を把握し、調査対象以外の沢を確認した場合は、図面に記録するとともに調査を実施した方がよいと考える。 | ・方法書に記載した調査地点は、現地踏査によりアクセス可能な最上流地点として設定しているが、山葵沢川については再度、アクセス性を確認のうえ調査実施の有無を検討する。 |
| ・保安林及び緑の回廊の指定地域で事業を実施する場合、それぞれが持つ機能や目的を損なわないよう事業を進める必要がある。機能や目的の損失の有無を把握するためには、保安林及び緑の回廊が持つ機能を把握したうえで影響評価が必要であ | ・保安林及び緑の回廊が持つ機能を評価する手法及びそのために取得すべき調査データについて確認し、実施の有無を検討する。 |

| | |
|---|--|
| る。 | |
| ・沈砂池の処理水を排水するとしている土壌浸透能の大きい林地を現地調査で確認すること。 | ・沈砂池の設置計画等の事業計画を適切に検討し、準備書に記載する。 |
| ・コドラート法による植生調査について、植生を把握するためには、各群落で複数地点のコドラートを設置する必要がある。特に対象事業実施区域内の自然草原の位置づけを明確にするためには、生育する植物種が周辺の森林と共通する種か特異な種が存在するのか確認する必要がある。 | ・植生調査のコドラートは、調査対象地域の各植生の面積や標高の違い、対象事業実施区域内の有無等を勘案し、複数地点の設置を検討する。 |

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、福島県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。